

(今回通知)

4長社第7007号
令和4年7月1日

居宅介護支援事業所 設置者 様

長崎県長寿社会課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症への対応について

居宅介護支援事業所の皆様におかれましては、感染症対策の徹底を図りながら、介護サービスの継続にご尽力いただき、改めて感謝申し上げます。

さて、本県においては、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が継続して発生しており、高齢者については、ワクチン接種が進み新規感染となる事例は少ないものの、重症化リスクがあり、引き続き感染防止に努めていただく必要があります。

一方で、介護保険のサービスについては、利用者の要介護状態の軽減・悪化防止に資するため、コロナ禍においても適正なサービス提供を実施していくことも求められております。

本県では、重症化リスクの高い高齢者のクラスター感染防止のため、令和3年1月に各事業所あて通知(別添「前回通知」)を发出しておりますが、事業所の感染防止対策や高齢者のワクチン接種状況などから、改めて介護支援専門員(ケアマネジャー)が計画を作成する場合などの留意点について通知いたします。

各居宅介護支援事業所におかれては、適切に対応いただくようお願いいたします。

記

- ・ケアマネジャーが計画を作成する場合は、利用者の要介護状態の軽減・悪化防止に資するため、必要なサービス提供を盛り込むこととし、利用者や家族の意向を踏まえ事業所を選定すること。
- ・利用する事業所には、職員のワクチン接種を促進するなど感染対策を徹底してサービスを提供していただくとともに、利用者や職員に感染が発生した場合は、ケアマネジャーや他に利用している事業所に速やかに連絡するよう促すこと。
- ・利用する事業所が、N-C H A Tなどを活用して職員や利用者の健康管理を行い、症状がある場合は、医療機関等に相談していただくよう促すこと。
- ・また、利用者の方にも、サービスを利用される際や外出される際は、マスクの着用や手指消毒などの基本的な感染防止対策を行っていただくよう周知をお願いします。

担当 長崎県福祉保健部長寿社会課
施設・介護サービス班 井上
TEL 095-895-2436
FAX 095-895-2576